



所長コメント

10月の連休にゴルフと食と酒を愛する遊び仲間と島根に行った。新設された三次・松江間の高速道路を初めて通った。

ゴルフの翌日行ったのが、写真の足立美術館だ。安来市の郊外にあり、周りは広大な駐車場が広がっている。山陰を訪れた観光客のお決まりのコースになっている。入場料金大人2200円は決して安くはない。私自身はここは3度目だ。米国の日本庭園専門誌で10年連続日本一に選ばれている。またミシュランの旅行ガイド誌において、山陰地方唯一

の三つ星として掲載されてもいる。創設者の足立全康は一代で関西で財を成した後、郷里島根への恩返しとして造った。最高の日本庭園と生涯をかけて収集した横山大観を中心にした日本画を展示する美術館を公益法人として昭和45年に造った。庭園の美しさは、隅々まで手入れが行き届き、非の打ちどころがないのではあるが、どうも私のひねくれた目にはディズニーランドのようなテーマパークのように観える。何が足りないのだろう、それはお金では買えない歴史の重さかもしれない。

社長の仕事 税理士 大場史郎

勇気をくれた上原浩治の活躍

レッドソックスの上原浩治投手の大活躍は日本人としてとてもうれしいニュースだ。

今シーズン ダルビッシュのいるテキサスレンジャーズから中継ぎ要員として、ボストンに入団した。38歳という投手として全盛期を過ぎた年齢で、正直ここまで活躍できるとは周りも本人も思わなかったことだろう。

直球は140キロ台、大リーガーでは150キロ台が当たり前で、極めて平凡なストレートである。それにフォークボールより変化の少ないスプリットという球種の2つだけである。

フォークボールは日本人投手はよく投げる。カーブでは永川投手がよくワンバウンドになるようなフォークを投げていた。威力はあるがコントロールが付けにくい球種である。

スプリットは変化が少ない分、コントロールが付けやすいのだろう。

よくあんなに三振が取れるなと思うくらい小気味よいテンポで打者を抑えていく。

上原の良さはコントロールとテンポ良く投げるリズムだろう。

バッターは微妙に変化するスプリットがストライクで入ってくるので、ついその球を待ってしまう、そこに140キロのストレートが入ってくると150キロを超える体

感スピードとなり、つい振り遅れてしまう。

日本ではコントロールより球威で勝負してきた松坂や元阪神の井川などはアメリカに行けばごく普通のスピードで、打ち込まれることが多かった。むしろスピードはそこそこでもコントロールがいいマリナーズの岩隈やヤンキースの黒田のようなピッチャーの方が成功するようだ。そう考えるとカーブの前ケンなどは成功するタイプだろう。

上原は前年レンジャーズに在籍していた。マスコミの注目はダルビッシュで上原はほとんど注目されなかった。

ポストシーズンでは敗戦処理のような出番で、連続ホームランを打たれて茫然としていた。テレビ画面からはうつろな目で立ちつくす姿はもう上原はこれまでかと思えた。今の自信満々で躍動するようなピッチングはその時は想像できなかった。

本人の諦めずに努力してきた気力でボストンでの当初予定していたストッパーの故障というチャンスをみごとに掴んだ。

すでに峠を越えた中年・熟年の我々には勇気をくれる活躍だ。

会社で想定してみたら、働き盛りを過ぎたどちらかといえばお荷物の社員も、持ち場を替え、環境を替えてやればこのような大ブレイクすることがあるといえるのではないかな。



“借地上の建物の登記と借地権の対抗力”

Aさん： 知り合いのX会社が地主甲から土地を借りてその上に事務所を建てて営業してるんだけど、最近、地主甲は、この土地を第三者乙に売却しようとしているらしく、あと2か月後の借地期間の満了時に借地契約を終わらせて土地を明け渡ししてほしいとX会社に言ってきてるそうだ。X会社としては10年以上前からそこで営業を続けてきているので、借地契約を終了するわけにはいかないんだそうだ。どうすればいいかねえ？

わたし： 借地借家法は借地権について適用されるんだけど、借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権のことをいうんだ。X会社はその土地の上に事務所(建物)の所有を目的とする賃借権を有しているから、借地借家法の適用があるといえるね。X会社は、その土地の上に自社の事務所(建物)を建てて長年営業してきているから、借地借家法上、借地契約の存続期間が満了しても、甲に対しては借地契約の更新を請求することは十分可能だと思うよ。ただ、問題は、X会社がその土地を買い受ける第三者にこの借地権を対抗(主張)できるかどうかだね。

Aさん： どうなるん？

わたし： ところで、X会社の事務所(建物)の所有を目的とする土地の賃借権は登記されているの？

Aさん： 登記されていないよ。

わたし： そう。今から地主甲がX会社の賃借権登記申請に応じるわけじゃないね。では、X会社所有の事務所(建物)は登記されているの？

Aさん： 登記してないよ。

わたし： そりゃいかん。一刻も早くX会社所有の事務所(建物)の登記、それも建物の表示登記でいいから、しておけば何とかなると思うよ。借地法第10条第1項に「借地権は、その登記がなくても、その土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。」と規定されているからだ。この建物の表示登記の申請はX会社だけでできるからね。

Aさん： いいことを聞いた。さっそくX会社に事務所(建物)の表示登記をするよう教えてあげることにするよ。

是正勧告

社会保険労務士
キャリアカウンセラー
田村 実



是正勧告とは、労働基準法に規定されている労働基準監督官の立入調査(臨検)において、法違反に該当すると認められる事項について労働基準監督署が、その是正を勧告することをいいます。

労働基準監督官は、司法警察官としての身分を有するので、是正勧告を受けたままわからないからと、これを放置した場合や悪質な場合、事業主は書類送検されたり、場合によっては逮捕されることもあります。

【是正勧告されやすい項目】

- ・ 残業代(割増賃金)の不払い
- ・ 時間外・休日労働の労使協定(36協定)の未締結・未届
- ・ 労働契約時の労働条件明示の不備
- ・ 就業規則や法定帳簿の未整備
- ・ 法定健康診断の未実施

【労働基準監督官に立入調査はおおむね4種類あります】

① 定期監督

行政方針から監督する重点業種を定め、定期的な計画に基づいて行われる。建設業や運輸業に多いとされている。

② 申告監督

労働者から法令違反の申告が労働基準監督署にあった場合に行われる。申告監督は、労働基準監督官の事業場への立入調査よりも、事業主を労働基準監督署に呼び出し調査するケースが多いとされている。

最近の労働者の権利意識の向上から、申告監督が行われるケースが増えている。

③ 災害時監督

重大な労働災害または火災・爆発等の事故が起こった場合にその原因究明と再発防止等のために行われる。一般的には、発生した労働災害に関する事項についてのみ調査が行われる。

④ 再監督

通常は、是正勧告を行った後の是正状況は事業所からの是正報告によって確認されるが、是正報告がなされない場合、またはなされても現場での確認が必要な場合に行われる。



オーナーから次期オーナーに経営権を移行するに当たり大きな問題となることの一つに、会社の株式をどう引き継がせるのかと言う問題があります。

これからお話しするのは、現オーナー以外に親族以外の株主がいる場合に有効な手段の一つです。

以前、売買、贈与、相続による自社の株式の移転のお話をさせて頂きました。

この三つの方法により移転させる場合、購入のための資金または納税のための資金がかかってしまうことが多いです。しかし、個人で購入資金や納税資金を準備できないなどの場合、もう一つの方法として、会社で、現在の株主から株式を購入すると言う自己株式の取得という方法があります。

メリットとして、現オーナー以外の株主から会社が買い取ることにより、株式の所有比率つまり支配力が強化されること、株主の整理、また株を売られる方のメリットとしては、通常なかなか換金することの出来ない非上場会社の株式を換金できるという点などがあります。ただし、自己株式を取得が出来るかどうかは、財務内容の良し悪しも大きく影響します。

また、税金面でも課税が行われる事となります。

会社の株式を売買するときの一株当たりの売買金額を算定ですが、例えば一株5万円で発行された株式があるとします。当初5万円だけをその株主は会社に払い込まれた訳ですが、その後その会社の業績が良く、累積の利益がたくさんある場合や、土地、有価証券などの資産の時価が取得された時よりも値上がりしている場合などは、その会社の株式の価値は大幅に値上がりしていることがあります。

その場合、会社としてもその株主から自社の株式を買い取る場合、値上がりした金額で買取る事となります。例を挙げますと、仮に一株5万円で発行した株式を一株9万円で会社が買取った場合、差額の4万円については、会社からその売却した株主への配当とみなされて、2割の源泉税が課税されます。

また、会社が自己株式を取得したことにより、他の株主への資産価値の移転などの課税の可能性などありますが、いずれにしても個人で購入資金を準備できないなどの場合有効な手段の一つと言えます。

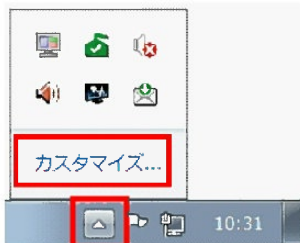
パソコンレスキュー Rescue

新着メールを通知する



担当：藤井俊之

新着メールが来ているかどうかを画面右下のタスクトレイに通知するには、通知領域アイコンをカスタマイズします。

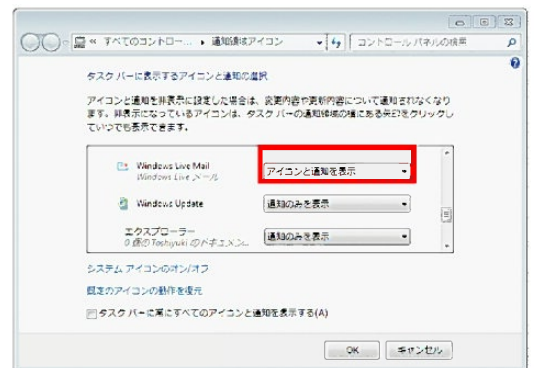


画面右下の△印を押し、「カスタマイズ…」の文字を選びます。
すると通知領域アイコンのダイアログが表示されます。

使用しているメールソフトを「アイコンと通知を表示」または「通知のみを表示」にします。

なお、新着メールの通知は、メールソフトを起動していることが前提となります。

メールソフトを起動していなくても新着メールの有無を知りたい場合は、メールチェッカーという常駐ソフトを別途インストールする必要があります。メールチェッカーは、フリーソフトとして多数公開されています。





税務 消費税引き上げが住宅借入金等特別控除にも影響…

担当: 吉村千花子

住宅借入金等特別控除とは、住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入・増改築などをしたときに、一定の要件に合えば、所得税が軽減される制度です。そこに居住した年から長くて15年間、最大で500万円台の減税になることもあります。この制度は今までもありましたが、来年の消費税引き上げの境界で住宅ローンなどを考えている方は控除額が大きく変わるようになるようです。



一般の住宅で 10年控除 の場合	契約時期	引渡し時期			
		2014年3月まで		2014年4月以降	
		消費税	住宅ローン控除上限額	消費税	住宅ローン控除上限額
新築住宅 (未完成)	2013年9月まで	5%	200万円	5%	200万円
	2013年10月以降	5%	200万円	8%	400万円
新築住宅 (完成)	問わない	5%	200万円	8%	400万円
中古住宅 (個人から買取)	問わない	非課税	200万円	非課税	200万円
中古住宅 (不動産会社から買取)	問わない	5%	200万円	8%	400万円

時期によって控除額が変わる要件にあてはまる場合は、取得時の消費税額はその年の控除額より多くなりませんが、10年で考えると住宅ローン控除額のほうが多くなることもあります。また、**住宅と土地を合わせてローンを組んだときなどは土地には消費税がかからないので、8%になってから購入しても得になる可能性が高いです。**今回の住宅借入金等特別控除の拡大は、消費税引き上げによる駆け込み需要とその反動で落ち込むことを抑えることが目的のようですが、必ず消費税引き上げが影響しないというものではないようです。近々購入を考えている人はあてはめてみてください。

税務 今年もやってきました～年末調整～

担当: 河本恵理

今年も早いもので、また年末調整の季節がやってきました。会社には、税務署から年末調整の大きな封筒が届き、またご自宅には生命保険料の控除証明書等が届いていると思います。今回は、今年の年末調整について、注意点などいくつかお知らせしたいと思います。



★年末調整の対象となる人

年末調整は、役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額との差額を精算するものです。この年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を年末調整を行う日までに提出している一定の人です。年末調整の対象となる人は、年末調整を12月に行う場合と、年の中途で行う場合とで違います。12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人(青色事業専従者も含みます。)です。

ただし、次の二つのいずれかに当てはまる人は除かれます。

- (1) 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
- (2) 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

★年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日まで(年の途中で死亡により退職した人等については、その時まで)の間に支払うことが確定した給与です。したがって、実際に支払ったかどうかに関係なく未払の給与もその年の年末調整の対象となります。逆に、前年に未払になっている給与を今年になって支払っても、その年の年末調整の対象には含まれません。

次に、年末調整の対象となる給与は、年末調整をする会社などが支払う給与ではありません。

例えば、年の中途で就職した人が、就職前にほかの会社などで給与を受け取っていた場合、前の会社などで「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していれば、前の会社などの給与を含めて年末調整をします。

税務 デッド・エクイティ・スワップ ―債務の株式化― ②

タクティクス9月号で、デッド・エクイティ・スワップ(Debt Equity Swap)を利用する場合のメリットとデメリットをお伝えしました。今回は、DESについての課税関係、特に会社と会社のオーナーである経営者との間でDESが行われた場合の課税関係についてお伝えします。



(1)債務者である法人の課税関係 ※債務額5,000万円とします。

法人はまず、貸付金を受けて増資を行うことになります。税務上は、オーナー経営者から給付を受けた貸付金の時価相当額の資本金等の額が増加します。この場合、法人はオーナー経営者から自社宛の貸付金を時価により取得しますが、オーナー経営者への借入金もあるので、この借入金は相殺され、消滅します。

(仕訳) ~~貸付金 5,000万円~~ / 資本金等の額 5,000万円
借入金 5,000万円 / ~~貸付金 5,000万円~~ 貸付金は消滅

これに対し、法人が債務超過状態等でオーナー経営者への返済能力に問題があり、回復の見込みもない状況でDESを行うと、オーナー経営者の法人に対する貸付金の時価(回収可能額)は券面額よりも少なくなります。この場合には、上記の処理と異なり、貸付金を時価(仮に3,000万円とします)で受入れることになります。時価で受け入れた貸付金と借入金のうち、相殺により消滅する部分を越える部分(ここでは2,000万円になります)は、「債務免除益」として、益金の額に算入します。会社に繰越欠損金がある場合には、繰越欠損金の範囲内で過年度の欠損金と相殺されます。

(仕訳) ~~貸付金 3,000万円~~ / 資本金等の額 5,000万円
借入金 5,000万円 / ~~貸付金 3,000万円~~
債務免除益 2,000万円

もう1点、法人税の課税関係とは別に、法人住民税均等割に影響する資本金等の額が増加するため、均等割の金額が増加する点もご注意ください。

次回は、債権者(ここでいうオーナー経営者の課税関係と相続対策としてDESを行う際の注意点についてお伝えします。

税務 一緒に暮らしていない場合でも、扶養控除ができますか？

一緒に暮らしていない親族がいる場合でも、所得から扶養控除ができます。

例えば、離婚した妻のもとにいる長男に生活費、学資金等の大部分を送金しているような場合には、「生計を一にしている」とみるのが相当とされ、扶養控除ができます。ただし、離婚した妻の方で扶養控除を受けていない場合です。



税法上の扶養の定義は、『該当者を扶養、あるいは該当者と生計を一にしている』となっています。「生計を一にする」とは、**必ずしも同居を要件とするものではありません**。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

扶養控除額は以下のとおりです。

- ・一般の控除対象扶養親族 ……38万円
- ・特定扶養親族(19歳以上23歳未満) ……63万円
- ・老人扶養親族(同居老親等以外の物) ……48万円
- ・ “ ” (同居老親等) ……58万円

※同居老親等の「同居」については、病気の治療のため入院していることにより納税者等と別居している場合は、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居に該当するものとして取り扱って差し支えありません。ただし、老人ホーム等へ入所している場合には、その老人ホームが居所となり、同居しているとはいえません。

花子33歳 おおばい

衣替え



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

デパートの復活

大都市ではアベノミクス効果でデパートが前年売上を更新し続けている。特に大型デパート店がぞくぞくオープンしている大阪が顕著なようだ。地元広島でも福屋を中心に前年売上を超える月が出るようになった。

デパートはここ20年、バブル崩壊後右肩下がりが続いていた。やっと薄日が差しかけて来たようだ。昔のデパートは文字通り百貨店で、家具、家電製品、食器類等の家庭用品、衣料品、宝飾品、文具、書籍、化粧品、食品など、更には食堂そして屋上は遊園地とものも夢も売っていた。

私の子供のころはデパートに行って屋上で遊んで、食堂で旗の立ったお子様ランチを食べるのが贅沢だった。そしておもちゃ売り場で駄々をこねて親を困らせたのを思い出す。

それが今は家電は家電量販店に、家具は家具の専門店で、文具、書籍などは専門店や通販に奪われてしまった。これらのショッピングセンターは概ね郊外に有り、車で訪れるのを前提としている。最近では子供連れの家族は郊外のショッピングセンターに行っても市内のデパートには行かないのではないのか。

デパート側でかろうじて残ったのは衣料品、宝飾品、化粧品、食品などだ。デパートも価格では勝負できないので、高級品や化粧品の実習などきめ細かいサービスで応戦している。たまに北海道物産展などの催事を催し、顧客を引きとめている。

市内の一等地にあり、空いたスペースは賃貸する。ある意味場所を貸す不動産業になって首をつないできた。

しかし日本がこれから少子高齢化になるにあたり、郊外に家を建てた団塊の世代が市街地のマンションにUターンしてきた。比較的所得のある層は食品から衣料まで揃うデパートは打って付けなのかもしれない。

新しくオープンした大阪のデパートでは、お年寄りが休憩するスペースがあちこちにあり、半日をゆっくり過ごすことができる。多少売り場を犠牲にしても、効果があるようだ。

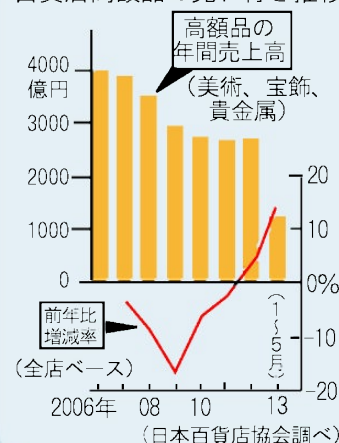
ターゲットをリッチな高齢者と見立てれば、最上階に整形外科や歯科などのクリニックやマッサージ、エステサロンなど癒し系のテナントを置くのも悪くない。

診療を受けた後、ゆっくりショッピングをし、最後に地下で食材を買って帰る。医療から衣料までそろえるというのも手だ。

市内では宅急便が車からリヤカーで運んでくるようになった。コンパクトシティという言葉が現実味を帯びてくる。

駅前のシャッター通りもまた復活するように思える。

百貨店高額品の売れ行き推移



☆ シンプルスピード 中級編 ☆

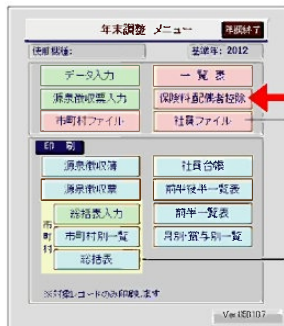
担当:宗盛早織

シンプルスピード給与の年末調整

シンプル給与をお使いの方は、お使いのソフトで年末調整をすることができます。

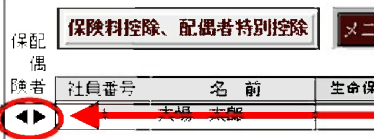
※25年の年末調整は復興増税が導入されていますのでソフトの更新が必要です。

給与メインメニューの【特別処理】から【年末調整メニュー】へ
年末調整メニューが表示されます。



【保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書】を基に、保険・年金・配偶者特別控除に該当する方の所得金額などを入力

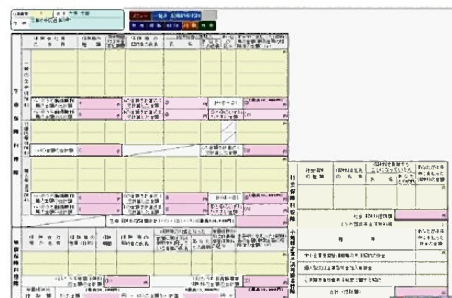
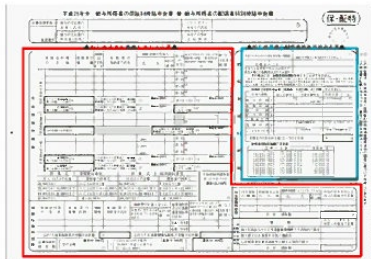
今回は、控除申告書の入力の仕方をおさらいしましょう。



左▲が【保険料控除申告書】
右▲【配偶者特別控除申告書】と
なっているので、入力する方をクリック

まずは【保険料控除申告書】から入力します。

従業員の方に書いてもらった保険料控除申告書と控除証明書とを突き合わせ、内容を確認しておきます。



控除申告書の用紙の赤枠部分を入力します。

見た目も、記載してある通りに入力すればいいのでわかりやすいですね。

※控除証明書に（新・旧 保険料控除用）と記載してあるので入力を間違えないようにしましょう！

続いて青枠部分の入力です。

給与明細書の記載事項が控除

社員番号	1	氏名	大塚 太郎
住所	広島市中区白島中町		
配偶者の合計所得金額	☐ ない ☒ ある		
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得		550,000	
その他の所得			
合計所得金額			
配偶者特別控除額			

本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は対象外となります。

配偶者の方の収入が103万円を超えている方で、141万円未満の方は配偶者特別控除を受けることができますので合計所得「ある」にチェックを入れ給与所得の収入金額欄に金額を記載してください。

※社員ファイルの配偶者欄の「特別控除配偶者 有」にチェックを入れるのもお忘れなく。

以上で、控除申告書の入力終了です。

【年末調整メニュー】に戻り計算をかけた際に、控除額が反映されているかをご確認の上、所定の用紙を出力してください。

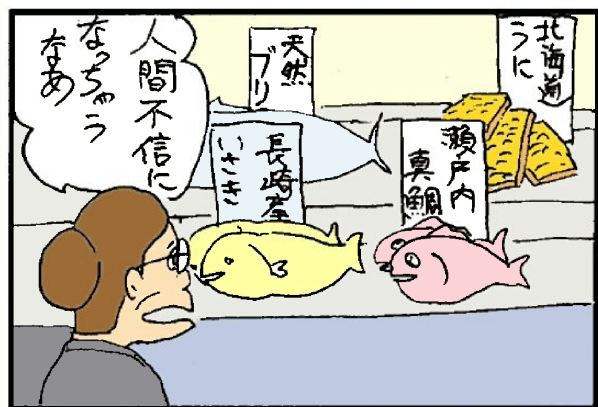
大工のゲンさん家Ⅱ

帰ってきた大工のゲンさん

偽装表示



お婆さん



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆年末調整

今年も税務署より、年末調整の書類が届いているかと思います。
下記の申告書を従業員、役員の皆様全員に配って頂き、必要事項を記入してもらってください。枚数が足りない場合は、コピーして使ってください。その際、**記名押印**をお忘れなく。

●給与所得者の扶養控除等申告書

※ 本年中に出産・死別された親族も対象になります。

●保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書

※ 確認のために、できるだけ全ての生命保険・損害保険の控除証明書を添付してください。

※ 国民健康保険・国民年金等加入の場合はその年に支払われた金額を記載し、役所から送られてくる社会保険料控除証明書を必ず添付してください。

※ 小規模企業共済等加入の方は控除証明書を添付して下さい。

※ 配偶者の給与収入金額を記載して下さい。

また、以下のような特別な事情のある場合は、別途書類を用意して頂く事になります。

○住宅取得控除を受けておられる方は金融機関等借入残高証明書

○途中入社の方は、従前の勤務先の給与所得の源泉徴収票を取ってもらってください。

なお、住宅取得控除を初めて受ける方、医療費控除を受ける方は確定申告が必要となります。

セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。
次回、12月6日(金) 司法書士 安友源六

会社・法人登記簿謄本の見方

場所：大場税務会計3階 会議室

時間：13:30～15:00

定員：20名程度 《入場無料》

持ち物：筆記用具

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

関与先以外のかたも、お誘い合わせのうえお越しください。

お車でご来場のかたは、近隣のコインパーキングのご利用をお願い申し上げます。

編集後記

二井 綾

今年も残すところあと2ヶ月を切りました。毎年この時期になると、「もう年末か…ついこのあいだ年が明けたと思っていたのに…」と思ってしまいます。

年末といえば、広島では数年前から始まったひろしまドリームネーション。今年も11月17日から平和と大通り周辺でライトアップが始まるようです。以前ちょうど17:30に通りがかったとき、一斉にライトアップされる光景がとても印象的でした。

また、庄原の国営備北丘陵公園のイルミネーションも人気ですね。こちらは数年前に一度行ったきりですが、最近は花火とコラボレーションしている日があるようですので、今年はぜひ行ってみたいと思っています。

[ひろしまドリームネーション]

開催日：2013年11月17日～2014年1月3日

点灯時間：17:30～22:30

使用LED：約140万球

[国営備北丘陵公園]

開催日：2013年11月16日～2014年1月5日

点灯時間：17:30～21:00

使用LED：約70万球

(11月16・30日、12月8・15・23日は花火の打ち上げもあり)